



平成 27 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス ノ ー ピ ー ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 山 井 太
(コード番号：7816)
取 締 役 執 行 役 員 國 保 博 之
問 合 せ 先 社 長 室 長
(TEL. 0256-46-5858)

自己株式の処分及び株式の売出し並びに 親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 19 日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の処分及び当社株式の売出しを行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該自己株式の処分及び株式の売出しに伴い、当社の親会社以外の支配株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部又は市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日公表いたしました「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達目的】

当社グループは、オートキャンプをはじめとするアウトドア製品、ガーデンファニチャー製品、アパレル製品等の開発・製造・販売を通じて、自然の中で生きる力、家族や友人とのコミュニケーション等、現代社会で失われつつある「自然と人のつながり」や「人と人とのつながり」により、人間性を回復するライフスタイルを提案し、「人生に野遊びを。」のコーポレートメッセージのもと、市場創造型企業として事業活動を展開しております。

当社では、①新しい価値を創造するオリジナル製品の企画開発、②新潟県燕三条地域に立脚した高品質なモノづくり、③仮説・検証の繰り返しにより創り出された 20 年を超えるロングセラー製品群、④当社製品の品質に責任を持つ永久保証制度等による「つくる」力と、①直営店、他社店舗での当社製品占有コーナーにおける当社従業員による対面での接客、②キャンプフィールドの管理や、ユーザーの方と寝食をともにするキャンプイベントの運営、③自社のコミュニティサイトの運営等による「つながる」力を強みとして、「自らもユーザーであるという立場で考える」という企業理念に基づき、製品の開発や経営改善を進めております。

平成 26 年 11 月 7 日付の取締役会決議における自己株式の処分による調達資金は、主として国内（東京都昭島市）及び海外（台湾）における直営店 2 店舗の新規出店のための設備投資、新規事業用移動式宿泊棟の製作に係る投資及び Headquarters におけるソフトウェアの投資への充当を目的として当初の計画通りに充当しております。現在、Headquarters におけるソフトウェアの投資については、部門間での情報

ご注意： この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

共有を可能にすることによる事業運営の効率化及び経営判断の迅速化、より一層、計画的な顧客深耕による販売機会の最大化等を図ることを目的として、充当しております。

今後の事業戦略としましては、地方都市を中心に顧客の掘り起こしを図る一方、直営店に関しましては、東京・大阪を中心に出店を検討して参ります。また、海外につきましては、韓国、台湾、米国等、既に事業展開している国や地域における販売形態の最適化を図るとともに、中国、ASEAN 等の新興国での事業展開を進めることで収益性の最大化を図って参ります。さらに新規事業としましては、革新性の高さを追及することで、新たな市場の創出を目指す「アパレル事業」等にて次なる成長を目指します。

今回の自己株式の処分による調達資金は、既存ユーザーの方に加えて、より多くのユーザーの方に、当社製品を効率よく提供するための体制構築を図るため、主として、首都圏・大阪における直営店の新規出店及び物流ネットワークの拡充・効率性向上等を目的とした物流センターの新設のための設備投資等、また、新規顧客層の取込みやブランド価値の向上を目的とした本社 Headquarters におけるスパレストラ等の新設といった設備投資に充当する予定であり、これらの投資を通じた事業基盤拡充により収益力を強化し、企業価値の向上に努めて参ります。

また、自己株式の処分に合わせて、当社役員等を売出人とする株式の売出しを実施することにより、より広範な投資家の方に当社株式を保有していただく機会を提供することで、開かれたガバナンス体制の構築を図るとともに、株式流動性向上による株式投資環境の改善を図る所存でございます。

ご注意： この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

I. 自己株式の処分及び株式の売出し

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 292,900株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年11月30日（月）から平成27年12月3日（木）までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成27年12月10日（木）
- (7) 受渡期日 平成27年12月11日（金）
- (8) 申込証拠金 1株につき処分価格と同一の金額
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役 山井 太に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 964,000株
- (2) 売出人及び
売出株式数 山井 太 550,000株
渡邊 美栄子 123,700株
山井 佳子 123,700株
山井 多香子 86,600株
山井 トキ 80,000株
- (3) 売出価格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。

ご注意： この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。本売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役 山井 太に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 188,500株
 なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、SMBC日興証券株式会社が当社株主である山井 太（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役 山井 太に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による自己株式の処分（本第三者割当による自己株式の処分）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 188,500株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMBC日興証券株式会社 188,500株
- (4) 申 込 期 日 平成27年12月24日（木）
- (5) 払 込 期 日 平成27年12月25日（金）
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役 山井 太に一任する。
- (8) 上記(4)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、処分を打ち切るものとする。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、188,500株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成27年11月19日（木）開催の取締役会において、SMBC日興証券株式会社が割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成27年12月21日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社は本第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意： この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 処分価格等決定日が平成 27 年 11 月 30 日 (月) の場合、「平成 27 年 12 月 3 日 (木) から平成 27 年 12 月 21 日 (月) までの間」
 - ② 処分価格等決定日が平成 27 年 12 月 1 日 (火) の場合、「平成 27 年 12 月 4 日 (金) から平成 27 年 12 月 21 日 (月) までの間」
 - ③ 処分価格等決定日が平成 27 年 12 月 2 日 (水) の場合、「平成 27 年 12 月 5 日 (土) から平成 27 年 12 月 21 日 (月) までの間」
 - ④ 処分価格等決定日が平成 27 年 12 月 3 日 (木) の場合、「平成 27 年 12 月 8 日 (火) から平成 27 年 12 月 21 日 (月) までの間」
- となります。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	482,480 株	(平成 27 年 10 月 31 日現在)
一般募集による処分株式数	292,900 株	
本第三者割当による処分株式数	188,500 株	(注)
処分後の自己株式数	1,080 株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による自己株式の処分 (本第三者割当による自己株式の処分)」に記載の割当株式数の全株式に対し S M B C 日興証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額合計上限 1,495,220,350 円については、設備投資資金として 1,495,220,350 円 (平成 27 年 12 月期に 59,000,000 円、平成 28 年 12 月期に 920,000,000 円、平成 29 年 12 月期に 516,220,350 円) を充当する予定であり、残額が生じた場合には、平成 29 年 12 月期までに金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。

設備投資資金の内訳としましては、主として、首都圏・大阪における直営店の新規出店及び物流ネットワークの拡充・効率性向上等を目的とした物流センターの新設のための設備投資等、また、新規顧客層の取込みやブランド価値の向上を目的とした本社 Headquarters におけるスパレストラン等の新設といった設備投資に充当する予定であります。今回の資金調達による設備投資により、既存ユーザーの方に加えてより多くのユーザーの方に当社製品を効率よく提供するための体制構築が図れるものと考えております。

なお、平成 26 年 11 月 7 日付の取締役会決議における自己株式の処分により調達した資金については主として国内外の新規店舗出店への設備投資等を目的としておりましたが、当初の計画の通りに充当しております。

当社グループの設備投資計画の内容は、平成 27 年 11 月 19 日現在 (ただし、既支払額については平成 27 年 10 月 31 日現在)、以下のとおりとなっております。

ご注意： この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

会社名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	Headquarters (新潟県三条市)	ソフトウェア	146,000	26,852	自己株式処分による調達資金(注) 1.	平成 26 年 4 月	平成 28 年 12 月	(注) 3.
提出会社	スノーピークストア (東京都中央区)	店舗設備等	28,000	—	自己株式処分による調達資金(注) 2.	平成 27 年 12 月	平成 28 年 3 月	(注) 3. (注) 4.
提出会社	スノーピークストア (千葉県船橋市)	店舗設備等	49,000	—	自己株式処分による調達資金(注) 2.	平成 27 年 12 月	平成 28 年 3 月	(注) 3. (注) 4.
提出会社	スノーピークストア (大阪府大阪市)	店舗設備等	48,000	—	自己株式処分による調達資金(注) 2.	平成 27 年 12 月	平成 28 年 4 月	(注) 3. (注) 4.
提出会社	スノーピークストア (神奈川県平塚市)	店舗設備等	34,000	—	自己株式処分による調達資金(注) 2.	平成 27 年 12 月	平成 28 年 10 月	(注) 3. (注) 4.
提出会社	スノーピークストア (東京都中央区)	店舗設備等	20,000	—	自己株式処分による調達資金(注) 2.	平成 28 年 7 月	平成 29 年 3 月	(注) 3. (注) 4.
提出会社	物流センター (新潟県見附市)	建物及び土地	800,000	—	自己株式処分による調達資金、自己資金及び借入金(注) 2.	平成 28 年 1 月	平成 29 年 1 月	(注) 3.
提出会社	Headquarters (新潟県三条市)	スパレストラン等	720,000	—	自己株式処分による調達資金、自己資金及び借入金(注) 2.	平成 28 年 4 月	平成 29 年 8 月	(注) 3.

- (注) 1. 平成 26 年 11 月 7 日付の取締役会決議における自己株式の処分によるものであります。
2. 今回の自己株式の処分によるものであります。
3. 完成後の増加能力につきましては、その測定が困難であるため、記載を省略しております。
4. 投資予定額には、有形固定資産及び無形固定資産の取得価額の他、敷金及び保証金の支払額を含んでおります。

(2) 前回調達資金の用途の変更

上記(1)に記載の通り、前回調達資金の用途の変更はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達による当期業績への影響は軽微であります。今回の調達資金を上記「(1) 今回の調達資金の用途」に記載の用途に充当することにより、当社グループの企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としています。

当社は、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本方針としていますが、この他、機動的な株主還元政策の1つとして、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役

ご注意：この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、安定成長に向けた財務体質の強化と今後とも予想される競争の激化に対処するため、①店舗の新設及び改装や増床への投資、②新規事業への投資、③経営効率化に向けた情報システムへの投資等に活用し、経営基盤の安定と拡大に努めてまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
1株当たり連結当期純利益	103.64円	138.44円	89.01円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	10円 (—)	10円 (—)	10円 (—)
実績連結配当性向	9.6%	7.2%	11.2%
自己資本連結当期純利益率	11.4%	14.1%	6.6%
連結純資産配当率	1.1%	1.0%	0.8%

- (注) 1. 平成26年9月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行いました。平成24年12月期の期初に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益及び1株当たり年間配当金を算定しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本(期首と期末の平均)で除した数値です。なお、平成24年12月期は前期末の個別財務諸表及び当期末の連結財務諸表の自己資本を用いて算出しております。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。なお、平成24年12月期は前期末の個別財務諸表及び当期末の連結財務諸表の純資産額を用いて算出しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成26年12月10日	公募による自己株式の処分 592,480,000円	—	—

ご注意：この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

平成 26 年 12 月 25 日	第三者割当による自己株式の処分 102,837,600 円	—	—
-------------------	----------------------------------	---	---

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
始 値	—円	—円	5,390 円	4,010 円 □3,860 円
高 値	—円	—円	5,460 円	15,460 円 □5,420 円
安 値	—円	—円	3,485 円	4,000 円 □2,780 円
終 値	—円	—円	4,010 円	14,970 円 □3,265 円
株価収益率	—倍	—倍	45.05 倍	—倍

- (注) 1. 当社株式は、平成 26 年 12 月 11 日をもって株式会社東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。
2. 株価は、株式会社東京証券取引所市場マザーズにおけるものであります。
3. □印は、平成27年7月1日付の普通株式1株につき4株の株式分割による権利落ち後の株価であります。
4. 平成27年12月期の株価等については、平成27年11月18日（水）現在で記載しております。
5. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③ 過去 5 年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である山井太、渡邊美栄子、山井佳子及び山井多香子並びに当社株主である東京中小企業投資育成株式会社、山井佑馬、株式会社雪峰社、山井隆介、山井梨沙及び山井夏実は、SMBC日興証券株式会社に対して、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、処分価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当による自己株式の処分並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプション等に係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

ご注意： この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 親会社以外の支配株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 27 年 11 月 19 日開催の取締役会において決議しました前記「I. 自己株式の処分及び株式の売出し 1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」及び「I. 自己株式の処分及び株式の売出し 2. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の自己株式の処分及び株式の売出しに伴い、下記のとおり当社の親会社以外の支配株主の異動が生じる見込みであります。

2. 親会社以外の支配株主に該当しなくなる株主の概要

- (1) 氏 名 山井 太
- (2) 住 所 新潟県三条市
- (3) 当 社 と の 関 係 代表取締役

3. 異動の前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合計対象分	計
異動前 (平成 27 年 8 月 14 日現在)	支配株主（親会社を除く。）	19,915 個 (30.38%)	21,562 個 (32.90%)	41,477 個 (63.28%)
異動後	主要株主である 筆頭株主	14,415 個 (21.05%)	17,422 個 (25.44%)	31,837 個 (46.50%)

- (注) 1. 議決権所有割合については、小数点第三位を四捨五入しております。
2. 異動前の議決権の数（議決権所有割合）は、平成 27 年 8 月 14 日現在の発行済株式総数 7,040,000 株から議決権を有しない株式として平成 27 年 8 月 14 日現在の自己株式 482,480 株及び単元未満株式 3,220 株を控除した総株主の議決権の数 65,543 個を基準に算出しております。
3. 異動後の議決権の数（議決権所有割合）は、異動前の総株主の議決権の数 65,543 個に今回の公募による自己株式の処分による増加議決権数 2,929 個を加えた総株主の議決権の数 68,472 個を基準に算出しております。なお、今回の株式の売出しに伴い、当該株主の所有する議決権の数のうち直接所有分及び合計対象分からそれぞれ 5,500 個及び 4,140 個が減少しております。

4. 異動予定年月日

平成 27 年 12 月 11 日（金）

5. 今後の見通し

本件異動による、当社の経営体制及び業績等への影響はありません。

以上

ご注意： この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。